

学校における働き方改革の推進

教職員の負担軽減を図るとともに、より質の高い授業や個々の児童生徒に応じた指導を行う時間を確保するため、①学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革や②業務の効率化・削減の取組を進めるとともに、③専門スタッフ・外部人材の確保と活用により、学校における働き方改革を推進する。

【資料3】
R2.2.4

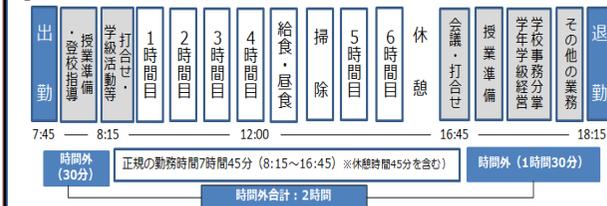
○超過勤務時間の状況

※超過勤務時間…校内に在籍している時間(休憩時間等を除く)に校外での業務等を加えた時間から、正規の勤務時間を除いた時間

- 全国 (平成28年度教員勤務実態調査)
 - ・45時間超の教員の割合⇒小学校:82.8%、中学校:88.9%
 - ・超過勤務時間の平均時間
 - ⇒小学校:月約74.9時間、中学校:月約98.3時間
- 本県 (小中学校:R元.6~10月校務支援員配置校(30校)調査、県立学校:R元.4~7月全校調査)
 - ・45時間超の教員の割合⇒小学校:44.8%、中学校:59.3%
 - ・80時間超の教員の割合⇒小学校:10.6%、中学校:24.7%、県立学校:5.5%

○校種別における超過勤務の主な要因等

①小学校教員の1日の流れ(平日)

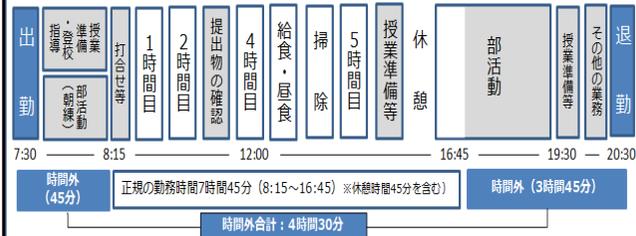


小学校教員の超過勤務の主な要因

⇒第1位:担任業務 第2位:分掌業務 第3位:教科業務

担任業務	○学級通信等の作成 ○通信票、指導要録等の作成 ●徴収金事務(教材費等)
分掌業務	○会議(学年会や企画委員会等) ○資料作成(職員会や研修会等) ●調査・統計等の事務
教科業務	○授業準備(教材研究や指導案作成等) ●採点 ●補習 ○研究協議

②中学校教員の1日の流れ(平日)



中学校教員の超過勤務の主な要因

⇒第1位:部活動 第2位:分掌業務 第3位:教科業務

部活動指導	●活動計画の作成や活動時の指導 ●試合等の引率・指導 ●役員業務(大会運営・審判等)
分掌業務	○会議(学年会や企画委員会等) ○資料作成(職員会や研修会等) ●調査・統計等の事務 ○生徒指導
教科業務	○授業準備(教材研究や指導案作成等) ●採点 ●補習 ○研究協議

(※○教員が行うべき業務 ●学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要がない業務)

○国の動向

- 中央教育審議会の答申(平成31年1月25日)
 - ・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な施策について
 - 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定(平成31年1月25日)
 - ・上限の目安時間:月45時間、年360時間
 - ※臨時的な特別な事情(学校事故対応や、いじめや学級崩壊等の指導上の重大事案対応)により勤務せざるを得ない場合⇒月100時間未満、年720時間以内
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部改正法の公布(令和元年12月11日)
 - ・一年単位の變形労働時間制の適用【休日のまとめ取り】
 - ・「業務量の適切な管理等に関する指針」の策定【上限ガイドラインを指針に格上げ】

実効性を高めるため

○県及び市町村教育委員会の対応

- 国の指針に基づき、条例を改正(県)
- 教育委員会規則で時間外在校等時間の上限に関する事項等を規定(県・市町村)
- 「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定(県・市町村)

○現状及び課題

- 勤務時間管理の徹底
 - ・統合型校務支援システムの導入により、勤務時間を管理する環境が整ってきたが、勤務時間管理の徹底が十分でない例が見られる。
 - ・長時間勤務の常態化や多い教員の固定化が見られる中で、長時間勤務を解消するためには、まず適切な勤務時間管理により勤務実態を把握し、見える化を図っていく必要がある。
- 働き方に関する意識改革
 - ・「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとする。」という強い使命感からの働き方が長時間勤務を生む要因となっている。
 - ・教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要である。
- 業務改善の推進
 - ・部活動ガイドラインに沿った取組の実施など、一定の成果は見られるものの、長時間勤務の抜本的な改善に繋がっていないことから、各教育委員会や学校がそれぞれの取組の進捗管理を徹底する必要がある。
- 業務の明確化と適正化
 - ・学校が担うべき業務とスクールカウンセラーなど専門性をもった外部人材や事務職員等と連携・分担すべき業務、保護者・地域等の協力により分担すべき業務など、役割分担の明確化・適正化を進める必要がある。
- 部活動に係る負担軽減
 - ・中学校、高等学校において部活動指導が教員の長時間勤務の主な要因となっている。
 - ・部活動ガイドラインに基づき、適切な休養日・活動時間の設定など、さらなる取組の実施が必要である。また、教員の部活動指導を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、部活動指導員など外部人材の活用を進めていくことが必要である。
- 学校を支援する人材の確保と活用
 - ・必ずしも教員が担わなくてもよい業務に、専門スタッフ・外部人材を活用することによって、負担軽減につながっている。
 - ・学校が要望する人材とマッチしなかったり、交通手段や距離的な問題等で確保が難しいことから、関係団体との連携強化や退職教員への依頼など、人材確保に向けて取り組む必要がある。

◎取組内容 ~これまでの取組や学校組織の在り方検討委員会での意見等を踏まえて~

(1)学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革

- ①管理職のマネジメントの実践
 - ・校務支援システムを活用した勤務時間管理の徹底(入力、進捗管理、調査分析、指導等)
 - ・学校経営計画で示した業務改善の取組の推進 ※PDCAサイクルによる
 - ・目標設定や人事評価を活用した取組の推進 進捗状況のチェック
 - ・部活動ガイドライン及び部活動方針に沿った計画の着実な実施
 - ・学校開校日、定時退校日、最終退校時刻等の設定及び遵守、進捗管理
- ②意識改革のための研修の実施
 - ・管理職と推進役の教職員の合同研修による働き方改革の推進と成果普及
 - ・管理職(教頭)を対象としたマネジメント研修
- ③他県や推進校等の好事例の紹介による取組の推進
 - ・教育長会・校長会やホームページ等での紹介、働き方改革通信の発行
 - 地域・保護者、外部人材への業務振り分け、会議の内容等の見直し、職場環境の整備、機械整備の導入、留守番電話の設置 等
- ④学校組織体制の改善・強化
 - ・効果的・効率的な教職員の配置の検討
 - ・国への教職員定数への改善・充実の要望
 - ・事務職員の学校経営への参画拡大
 - ・共同学校事務室の拡充による共同実施体制の強化

(2)業務の効率化・削減

※R2年度予定(R元.12月現在)

- ①統合型校務支援システム等のICTの活用
 - ※ R2.4:全市町村立学校で運用開始、県立学校では導入済み
 - ・統合型校務支援システムによる事務の負担軽減(56分/1日:担任※H26業者調査)
 - 指導要録や学習評価等の業務の電子化、グループウェアの活用による教材等の共有化、掲示板機能を活用した会議の短縮化
- ②部活動ガイドラインに基づく取組の実施
 - ・週2日以上以上の休養日の徹底
 - ・適切な活動時間の設定(平日2時間、休業日3時間以内)
 - ・部活動関係機関への大会等の見直しの要請
- ③学校等に対する調査・照会の削減・見直し⇒
 - 県が行う28の調査の廃止・廃止検討
 - 調査等の重複の排除と整理・統合・廃止
 - 県が行う22の調査の見直し・見直し検討
 - 実施頻度・時期、対象、調査項目・様式等の精査
- ④研修等の精選⇒32の研修削減(教育センターが行う管理職・教諭を対象とした研修)
 - ・学校のOJTへの移行による番付研修の削減
 - ・遠隔教職員研修の拡充⇒20の研修増
- ⑤事務局各課所管の事業等の見直し ⇒ 35の事業の廃止・削減・見直し
 - ・1校あたりの指定事業数の調整及び削減
 - 22の研修・会議の廃止・削減・見直し
 - ・他事業との統合及び廃止
 - ・事業内容や成果報告書等の見直し
- ⑥学校徴収金の徴収・管理業務の移譲
 - ・学校給食費等の公会計化や徴収業務移譲 への事例紹介
- ⑦学校行事(修学旅行、遠足、運動会等)の精選の見直し
 - ・渉外等の業務移管と地域ボランティアの活用

(3)専門スタッフ・外部人材の活用

※R元年度実績⇒R2年度予定

- ①教員の負担軽減のための人的措置
 - ・校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置 小20校、中10校⇒中40校
 - ・運動部活動指導員の配置 中25名、高24名⇒中45名、高25名
 - ・文化部活動支援員・指導員の派遣 中1名、高31名⇒中5名、高40名
 - ・学習支援員の配置 小中200校、県立30校⇒中217校、県立29校
 - ・SSWの配置 345校⇒345校(全校)
 - ・SSWの配置 35地教委、県立24校⇒35地教委、県立24校
- ②保護者・地域・関係機関等との連携による外部人材の活用
 - ・地域学校協働本部の設置 282校⇒290校